

要 望 書

令和元年7月26日

〒105-8447

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

高圧ガス保安協会 御中

〒124-0013

東京都葛飾区東立石4-20-9 (株)ライオンゴム内

一般社団法人日本バルーン協会

会長 宮 尾 佳 延

平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当協会は、日本国内の個人・法人会員から構成され、バルーン産業の質の向上と業務の発展に寄与することを目的とする団体です。

現在、日本玩具協会のS Tマークの遵守、バルーン業務安全管理講習会など、バルーン業界内の安全管理を徹底し、また、バルーン産業の質を向上させ、顧客・消費者に対し、より安心・安全にバルーンを提供できるように様々な活動を行っています。

近年、ヘリウムガスが世界的な供給不足となり、日本国内においてもヘリウムガス不足の状態が続いています。それに伴い、本来、バルーン製品に使用してきたヘリウムガスに代わり水素ガスを使用する業者が散見されるようになりました。

水素ガスを使用したバルーン製品については危険性が高く、当協会の会員には、水素ガスを使用しないよう徹底しておりますが、会員以外の事業者等において、水素ガスが使用されている現状があります。

そこで、当協会としては、高圧ガスの保安に関する調査、研究、指導、検査等の業務を行っておられる貴協会に対し、下記のとおり、申し入れをさせていただきますたく、本書を呈します。

記

第1 要望の趣旨

貴協会において、バルーン製品に水素ガス充填を行わないこと、バルーン製品への充填を目的とした水素ガスの供給を行わないように、関係各所に周知・徹底を図って頂きますよう申し入れます。

第2 要望の理由

1 我が国における法規制の欠如

- (1) 現在、日本国内においては、水素ガスを充てんするバルーンの使用について法規制はなく、バルーン業者や使用者が自由に充填をしている状況です。
- (2) 一例を挙げますと、水素ガスを充てんする気球の設置届出書を消防署長宛てに提出すれば、気球にも水素ガスが充填できる状況にあります。
- (3) このような状況の中、上述のように、現在、世界的なヘリウム供給不足が続いていますので、今後は、バルーン製品に水素ガスを使用する業者や使用者がさらに増加することが見込まれます。

2 水素ガス充填による事故の可能性と一般消費者への影響

- (1) 現状のまま、何らの法規制もなく、バルーン製品に水素ガスが充填され使用された場合、重大な事故を引き起こす可能性があります。
- (2) 現に、中国においては、ホテルのパーティーで使用する風船に水素ガスが充填されていたことで爆発事故を起こしたという報道も

されています。

- (3) また、事業者の使用のみならず、水素ガスが充填されたバルーン製品が一般消費者の手に渡ることがあれば、事故発生の可能性はより高くなり、重大な事故を引き起こすことも考えられます。

3 当協会としての取り組みとその限界

- (1) 当協会としても、当協会の会員には、取り扱うバルーン製品には水素ガスを充てんしないように徹底し、自主規制を行っています。
- (2) しかし、当協会の会員以外では、いまだ水素ガスを充てんした気球などのバルーン製品を使用している業者が存在するのが実情です。
- (3) また、バルーン業者だけではなく、水素ガスを販売する側についても、販売先の使用用途を確認するなどして販売してもらうなどの対応が必要となります。
- (4) これらについては、当協会の指導が及ぶものではなく、当協会の取り組みだけでは対応ができるものではありません。
- (5) また、万一、水素ガスを充てんしたバルーン製品で事故が起きた場合には、我々のバルーン業界にも深刻な影響を及ぼす可能性があります。

4 結び

以上のとおりですので、何ら規制の及ばないまま、バルーン製品に水素ガスが充填されている現状に鑑み、貴協会におかれましても、バルーン製品に水素ガス充填を行わないこと、バルーン製品への充填を目的とした水素ガスの供給を行わないように、関係各所に周知・徹底を図って頂きますよう申し入れをさせていただきます。

以 上